

届出、申請等に係る留意事項について

長崎県障害福祉課

0. 新規事業所設置にあたっての市町への相談について

- 新たに障害福祉サービス事業所等を設置されるにあたっては、計画段階から事業所の設置予定市町の障害福祉担当課への御連絡・御相談をお願いします。

1. 指定の有効期間について

- 指定障害福祉サービス事業所等の指定の有効期間は6年間となっており、6年ごとに更新を行わなければなりません。
指定更新を行わない場合は、指定有効期間の経過によって指定の効力を失うこととなりますので、指定の有効期間にはご注意ください。(県から有効期間満了等のお知らせはいたしません。)
- 指定更新書類の提出期限は、指定の有効期間が満了する日の2月前の月末となります。
※例えば、指定年月日が令和7年4月1日である事業所は、令和13年3月31日が有効期間満了日となりますので、令和13年1月31日が提出期限となります。
- 期限内に申請がない場合、指定更新ができず自立支援給付費の請求が不可能となり、事業所運営及び利用者支援に支障をきたすこととなります。

2. 変更届について

- 指定内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内の届出が必要です。
◆必要な提出書類(以下のHPから御確認ください。)
県HPトップページ → 組織で探す → 福祉保健部 障害福祉課 → お知らせ(事業者用) → 4. 障害福祉サービス事業所等の指定 → 2申請様式
- 変更届(第2号様式(第2条関係))…別添1
 - ・指定障害福祉サービス事業者指定内容変更届出書(者)
 - ・指定障害者支援施設指定内容変更届出書(者)
 - ・指定障害児通所支援事業所内容変更届出書(児)
 - ・指定障害児入所支援事業所内容変更届出書(児)
- 該当する変更内容に必要な書類
※共同生活援助における住居追加・廃止・休止・定員増・定員減・類型変更・住居の閉鎖の提出期限は、以下のとおりといたします。
住居追加、定員増、類型変更…変更予定日の前々月末日まで
例) 令和7年4月1日に定員増を行いたい場合、令和7年2月末までに提出が必要です
廃止、休止 …廃止(休止)しようとする日の1月前まで
定員減、住居の閉鎖 …変更予定日の前月の15日まで
- ◆必要書類は、障害福祉課HPでご確認ください。

- サービス管理責任者が不在となった際に、変更届が提出されていない案件が複数見受けられました。サービス管理責任者が欠如した月の翌々月から欠如が解消されるに至った月まで所定単位数の30%~50%の欠如減算が適用され、自立支援給付費の返還(過誤調整)をしていただくこととなりますのでご注意ください。

3. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

- 新たに加算を算定または加算の単位数が増える場合

【原則】

毎月15日以前に届出があった(適正な書類として受理した)場合には翌月から、16日以降に届出があった(適正な書類として受理した)場合には翌々月から算定を開始できます。

【例外】

前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等であり、算定される単位数が増えるものについては、上記にかかわらず、4月15日までに届出(適正な書類として受理した)があったものは、4月分から算定を開始できることとします。

- 加算等の要件を満たさなくなった場合

加算の要件を満たさなくなった場合又は加算が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等の要件を満たさなくなった事実が発生した日(居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費、計画相談支援費における特定事業所加算については、事実が発生した日の属する月の翌月初日)から加算等の算定を行うことができません。

- ◆必要な提出書類(障害福祉課 HP で御確認ください)

- 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)・・・別添2
 - ・障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書(児の場合)
- 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
 - ・障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(児の場合)
- 該当する加算の算定に必要な届出書

※福祉・介護処遇改善加算については、様式が異なりますので、障害福祉課 HP でご確認ください。また、事業所の新規指定申請の際には、福祉・介護処遇改善加算の届出も併せてご提出ください。

【留意事項】

職員の欠如等により加算等の算定要件を満たさなくなったにも関わらず、届出がなされない事例が散見されます。1,000万円を超えるような多額の過誤調整(返還)が発生した事例もありますので、加算等の体制状況は、必ず点検確認を行ったうえで毎月の請求を行ってください。

4. 変更指定申請について

- 下記特定障害福祉サービスや入所施設の定員を増やす場合には、事前協議及び変更申請が必要です。この場合のスケジュールは新規申請と同様です。

・サービス等の種類：生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援

◆必要な提出書類（障害福祉課 HP で御確認ください）

○指定変更申請書（様式第1-2号）……別添3

- ・指定障害福祉サービス事業所指定変更申請書（者）
- ・指定障害者支援施設指定変更申請書（者）
- ・障害児通所支援指定変更申請書（児）
- ・障害児入所支援指定変更申請書（児）

○定員増加に伴い、変更となる書類（運営規程、従業者の勤務形態一覧表等）

5. R6報酬改定について

OR6 年度報酬改定に伴い、「虐待防止措置未実施減算」、「業務継続計画未策定減算」、「情報公表未報告減算」、「短時間利用減算」、「支援体制構築未実施減算」等が新たに設けられたほか、「身体拘束廃止未実施減算」が見直されるなど、減算項目が増えておりますので、報酬告示や留意事項通知等を日頃から御確認いただき、加算等の体制を確認・点検のうえ請求にあたっていただくようお願いします。

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設
 指定一般相談支援事業者
 指定特定相談支援事業者
 指定内容変更届出書

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の氏名
 (担当者・連絡先)

印

次のとおり指定を受けた内容に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第1項 第46条第3項 第51条の25第1項 第51条の25第3項の規定により届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)		事業所番号	
		名称	
		所在地	
		サービスの種類	
変更があった事項		変更の内容	
1	事業所(施設)の名称	(変更前)	
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)		
3	申請者(設置者)の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名, 生年月日, 住所又は職名		
6	※定款等若しくはその登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) 「※定款等」は就労継続支援A型事業所のみ		
7	提供する障害福祉サービスの種類		
8	第三者に委託することにより提供する障害福祉 サービスの種類又は第三者の事業所の名称若し くは所在地		
9	事業所(施設)の平面図又は設備の概要		
10	事業所(施設)の管理者の氏名, 生年月日, 住所 又は経歴		
11	事業所のサービス提供責任者の氏名, 生年月 日, 住所又は経歴		
12	事業所(施設)のサービス管理責任者の氏名, 生 年月日, 住所又は経歴		
13	事業所の相談支援専門員の氏名, 生年月日, 住 所又は経歴		
14	主たる対象者		
15	運営規程		
16	事業所の種別(併設型・空床型の別)		
17	併設型における利用者の推定数又は空床型にお ける当該施設の入所定員		
18	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該 協力医療機関との契約の内容		
19	他の障害福祉サービス事業者等との連携体制又 は支援体制の概要		
20	連携する公共職業安定所等の名称		
変更年月日		年月日	

- 注 1 該当する事項の番号を「○」で囲むこと。
 2 変更の内容が確認できる書類その他知事が別に定める書類を添付すること。
 なお、当該変更が利用者の定員の増加に伴うものである場合は、従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を併せて添付すること。
 3 変更の日から10日以内に届け出ること。

(様式第1-2号)

受付番号

障害児通所支援

指定変更申請書

障害児入所支援

年 月 日

長崎県知事 殿

申請者
(設置者)

所在地
名 称
代表者

[Redacted]

印

児童福祉法に規定する障害児(通所・入所)支援に係る指定の変更を受けたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市		
	法人である場合その種別	法人所轄庁		
	連絡先 電話番号	FAX 番号		
	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
指定を受けようとする事業等の種類	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡・市		
	フリガナ			
	名 称			
	施設又は事業所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市		
	変更の内容	変更前		変更後
事業等の種別		指定申請する事業等の支援開始年月日		様 式
同一施設内において行う事業等の種類		事 業 者 番 号		
備 考				

(備考)

- 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

別添 2

(令和3年度以降)

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

令和 年 月 日

長崎県知事様

届出者 { 主たる事業所の所在地: 名称: 代表者の職・氏名: (担当者・連絡先)

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所番号, 主たる事業所(施設)の名称, 事業所(施設)の所在地

Table with columns: 届出事業の種類及び同一所在地において行う事業等の種類等, 実施事業, 異動等の区分, 異動年月日. Rows include categories like 介護, 訓練, 地域相談支援.

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

必要事項は、参考欄も含め漏れなくご記入ください。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	参考※20 (現在の 体制)
					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
居宅介護					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定 (※15)	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV		
					特定事業所 (経過措置対象) (※9)	1. 非該当 2. 該当		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象 (※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算 (V) 区分 (※17)	1. V (1) 2. V (2) 3. V (3) 4. V (4) 5. V (5) 6. V (6) 7. V (7) 8. V (8) 9. V (9) 10. V (10) 11. V (11) 12. V (12) 13. V (13) 14. V (14)		
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当		
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		
重度訪問介護					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定 (※15)	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象 (※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算 (V) 区分 (※17)	1. V (1) 2. V (2) 3. V (3) 4. V (4) 5. V (5) 6. V (6) 7. V (7) 8. V (8) 9. V (9) 10. V (10) 11. V (11) 12. V (12) 13. V (13) 14. V (14)		
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当		
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		
					同行援護			
虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり							
業務継続計画未策定 (※15)	1. なし 2. あり							
情報公表未報告	1. なし 2. あり							
特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV							
福祉・介護職員等処遇改善加算対象 (※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V							
福祉・介護職員等処遇改善加算 (V) 区分 (※17)	1. V (1) 2. V (2) 3. V (3) 4. V (4) 5. V (5) 6. V (6) 7. V (7) 8. V (8) 9. V (9) 10. V (10) 11. V (11) 12. V (12) 13. V (13) 14. V (14)							
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	参考※20 (現在の 体制)
行動援護					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定(※15)	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV		
					特定事業所(経過措置対象)(※9)	1. 非該当 2. 該当		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)		
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		
					療養介護		1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上	
虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり							
業務継続計画未策定	1. なし 2. あり							
情報公表未報告	1. なし 2. あり							
特例対象(※3)	1. なし 2. あり							
定員超過	1. なし 2. あり							
職員欠如	1. なし 2. あり							
サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり							
福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I							
人員配置体制	1. なし 2. あり							
福祉・介護職員等処遇改善加算(※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V							
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)							
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当							
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	参考※20 (現在の 体制)
生活介護 介護給付費		4. 81人以上 5. 20人以下 6. 21人以上30人以下 7. 31人以上40人以下 8. 41人以上50人以下 9. 51人以上60人以下 10. 61人以上70人以下 11. 71人以上80人以下	4. 81人以上 6. 21人以上30人以下 7. 31人以上40人以下 8. 41人以上50人以下 9. 51人以上60人以下 10. 61人以上70人以下 11. 71人以上80人以下	1. II型(1.7:1) 2. III型(2:1) 3. IV型(2.5:1) 4. V型(3:1) 5. VI型(3.5:1) 6. VII型(4:1) 7. VIII型(4.5:1) 8. IX型(5:1) 9. X型(5.5:1) 10. XI型(6:1) 11. I型(1.5:1)	施設区分	1. 一般 2. 小規模多機能		
					定員超過	1. なし 2. あり		
					職員欠如	1. なし 2. あり		
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		
					開所時間減算	1. なし 2. あり		
					開所時間減算区分(※4)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満		
					短時間利用減算	1. なし 2. あり		
					大規模事業所	1. なし 5. 定員81人以上		
					医師配置	1. なし 2. あり		
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					人員配置体制	1. なし 2. あり		
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I 6. I・III 7. II・III		
					常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり		
					常勤看護職員等配置(看護職員常勤換算員数)(※14)	看護職員常勤換算員数()		
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I		
					重度障害者支援I体制	1. なし 2. あり		
					重度障害者支援II・III体制	1. なし 2. あり		
					リハビリテーション加算	1. なし 2. あり		
					食事提供体制	1. なし 2. あり		
					延長支援体制	1. なし 2. あり		
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II		
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり		
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり		
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()		
					入浴支援体制	1. なし 2. あり		
					栄養改善体制	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16 ※18)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17 ※19)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)		
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当		
サービス管理責任者配置等(※5)	1. なし 2. あり							
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							
中核の人材配置体制	1. なし 2. あり							
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり							

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	参考※20 (現在の 体制)
短期入所					施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型(強化)		
					定員超過	1. なし 2. あり		
					職員欠加	1. なし 2. あり		
					大規模減算	1. なし 2. あり		
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり		
					重度障害者支援加算(強度行動障害)	1. なし 2. あり		
					単独型加算	1. なし 2. あり		
					医療連携体制加算(Ⅸ)	1. なし 2. あり		
					栄養士配置	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士		
					食事提供体制	1. なし 2. あり		
					送迎体制	1. なし 2. あり		
					日中活動支援体制	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17)	1. V(1) 2. V(2) 5. V(5) 7. V(7) 8. V(8) 10. V(10) 11. V(11) 13. V(13) 14. V(14)		
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当		
福祉専門職員配置等(※5)	1. なし 2. I 3. II							
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							
中核の人材配置体制	1. なし 2. あり							

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	参考※20 (現在の 体制)
重度障害者等包括支援					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定(※15)	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					送迎体制	1. なし 2. あり		
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり		
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり		
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17)	1. V(1) 2. V(2) 5. V(5) 7. V(7) 8. V(8) 10. V(10) 11. V(11) 13. V(13) 14. V(14)		
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当							
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							
施設入所支援	1. 40人以下 4. 81人以上 5. 41人以上50人以下 6. 51人以上60人以下 7. 61人以上70人以下 8. 71人以上80人以下	1. 40人以下 4. 81人以上 5. 41人以上50人以下 6. 51人以上60人以下 7. 61人以上70人以下 8. 71人以上80人以下			定員超過	1. なし 2. あり		
					職員欠如	1. なし 2. あり		
					栄養士配置減算対象	1. なし 2. 非常勤栄養士 3. 栄養士未配置		
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					地域移行等意向確認体制未整備(※10)	1. なし 2. あり		
					夜勤職員配置体制	1. なし 2. あり		
					重度障害者支援I体制	1. なし 2. あり		
					重度障害者支援I体制(重度)	1. なし 2. あり		
					重度障害者支援II・III体制	1. なし 2. あり		
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I		
					夜間看護体制	1. なし 2. あり		
					夜間看護体制(看護職員配置数)(※12)	1を超えて配置した看護職員配置数()		
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり		
					口腔衛生管理体制	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17)	1. V(1) 2. V(2) 5. V(5) 7. V(7) 8. V(8) 10. V(10) 11. V(11) 13. V(13) 14. V(14)		
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		
					地域移行支援体制	1. なし 2. あり		
					地域移行支援体制(定員減少数)	定員減少数()		
					障害者支援施設等感染対策向上体制	1. なし 2. I 3. II 4. I・II		
					中核の人材配置体制	1. なし 2. あり		
					高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり		

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	参考※20 (現在の 体制)
					施設区分			
自立訓練		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下		施設区分	1. 機能訓練 2. 生活訓練 3. 生活訓練(宿泊型)		
					訪問訓練	1. なし 2. あり		
					視覚障害機能訓練専門職員配置	1. なし 2. あり		
					定員超過	1. なし 2. あり		
					職員欠如	1. なし 2. あり		
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		
					標準期間超過	1. なし 2. あり		
					身体拘束廃止未実施(※11)	1. なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I		
					地域移行支援体制強化	1. なし 2. あり		
					リハビリテーション加算	1. なし 2. あり		
					個別計画訓練支援加算	1. なし 2. あり		
					短期滞在	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制		
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制		
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり		
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり		
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり		
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり		
					食事提供体制	1. なし 2. あり		
					看護職員配置	1. なし 2. あり		
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II		
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III		
					社会生活支援	1. なし 2. あり		
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり		
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16 ※18)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V		
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17 ※19)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)							
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当							
ピアサポート実施加算	1. なし 2. あり							
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当							
サービス管理責任者配置等(※5)	1. なし 2. あり							
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり							

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	参考※20 (現在の 体制)
					施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型		
就労移行支援		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下			施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型		
					就労定着率区分(※6)	1. 就職後6月以上定着率が5割以上 2. 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 3. 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 4. 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 5. 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 6. 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 7. 就職後6月以上定着率が0 8. なし(経過措置対象)		
					定員超過	1. なし 2. あり		
					職員欠如	1. なし 2. あり		
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		
					標準期間超過	1. なし 2. あり		
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		
					就労支援関係研修了	1. なし 2. あり		
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I		
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制		
					食事提供体制	1. なし 2. あり		
					移行準備支援体制	1. なし 2. あり		
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II		
					社会生活支援	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16 ※18)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17 ※19)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)		
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当							
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり							

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	参考※20 (現在の 体制)
					評価点区分(※6)			
就労継続支援A型		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	評価点区分(※6)	1. 評価点が170点以上の場合 2. 評価点が150点以上170点未満の場合 3. 評価点が130点以上150点未満の場合 4. 評価点が105点以上130点未満の場合 5. 評価点が80点以上105点未満の場合 6. 評価点が60点以上80点未満の場合 7. 評価点が60点未満の場合 8. なし(経過措置対象)		
					定員超過	1. なし 2. あり		
					職員欠如	1. なし 2. あり		
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり		
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I		
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II		
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり		
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()		
					賃金向上達成指導員配置	1. なし 2. あり		
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II		
					食事提供体制	1. なし 2. あり		
					社会生活支援	1. なし 2. あり		
					就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額(円) 3. 免除		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16 ※18)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V		
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17 ※19)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)							
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当							
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり							

訓練

等 給 付	提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		参考※20 (現在の 体制)	
							適用開始日		
就労継続支援B型			1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. II型(7.5:1) 2. III型(10:1) 3. I型(6:1)	平均工賃月額区分(※6)	1. 平均工賃月額が4万5千円以上 2. 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満 3. 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満 4. 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 5. 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 6. 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満 7. 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満 8. なし(経過措置対象) 9. 平均工賃月額が1万円未満 10. なし(生産活動等への支援実施対象)		
						定員超過	1. なし 2. あり		
						職員欠如	1. なし 2. あり		
						サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		
						身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)		
						虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
						業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		
						情報公表未報告	1. なし 2. あり		
						福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		
						視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I		
						重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II		
						就労移行支援体制	1. なし 2. あり		
						就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()		
						目標工賃達成指導員配置	1. なし 2. あり		
						目標工賃達成加算対象	1. なし 2. あり		
						送迎体制	1. なし 3. I 4. II		
						食事提供体制	1. なし 2. あり		
						社会生活支援	1. なし 2. あり		
						福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16 ※18)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V		
						福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17 ※19)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)		
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当								
ピアサポート実施加算	1. なし 2. あり								
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当								
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり								

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	参考※20 (現在の 体制)
就労定着支援					就労定着支援利用者数	1. 利用者が20人以下 2. 利用者が21人以上40人以下 3. 利用者が41人以上		
					就労定着率区分	1. 就労定着率が9割5分以上 2. 就労定着率が9割以上9割5分未満 3. 就労定着率が8割以上9割未満 4. 就労定着率が7割以上8割未満 5. 就労定着率が6割以上7割未満 6. 就労定着率が3割以上5割未満 7. 就労定着率が3割未満		
					職員欠如	1. なし 2. あり		
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		
					支援体制構築未実施	1. なし 2. あり		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定(※15)	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					就労定着実績	1. なし 2. あり		
					職場適応援助者養成研修修了者配置体制	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17)	1. V(1) 2. V(2) 5. V(5) 7. V(7) 8. V(8) 10. V(10) 11. V(11) 13. V(13) 14. V(14)		
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							
自立生活援助				1. 30:1未満 2. 30:1以上	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		
					標準期間超過	1. なし 2. あり		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定(※15)	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		
					居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)		
					ピアサポート体制	1. なし 2. あり		
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		
					地域生活支援拠点等機能強化体制	1. なし 2. あり		

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	参考※20 (現在の 体制)
共同生活援助				1. 6:1 2. 10:1 3. 旧I型 4. 旧II型 1. 旧日中支援 I型 1. 旧日中支援 II型 1. 3. 5:1	施設区分	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型		
					大規模住居(※7)	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)		
					職員欠如	1. なし 2. あり		
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I		
					看護職員配置体制	1. なし 2. あり		
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III		
					夜間支援等体制加算I加配職員体制	1. なし 2. IV 3. V 4. VI 5. IV・V 6. IV・VI 7. V・VI 8. IV・V・VI		
					夜勤職員加配体制	1. なし 2. あり		
					重度障害者支援職員配置(※8)	1. なし 2. あり		
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり		
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり		
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり		
					強度行動障害者体験利用加算職員配置	1. なし 2. あり		
					医療連携体制加算(VII)	1. なし 2. あり		
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり		
					医療的ケア対応支援体制	1. なし 2. あり		
					居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当		
					移行支援住居体制(自立生活支援加算(III))	1. なし 2. あり		
					人員配置体制	1. なし 2. 7.5:1 3. 12:1 4. 20:1 5. 30:1		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)		
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		
					ピアサポート実施加算	1. なし 2. あり		
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		
障害者支援施設等感染対策向上体制	1. なし 2. I 3. II 4. I・II							
中核の人材配置体制	1. なし 2. あり							
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり							

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等			適用開始日	参考※20 (現在の 体制)			
					施設区分							
地域相談支援					施設区分	1. II	2. III	3. I				
					虐待防止措置未実施	1. なし	2. あり					
					業務継続計画未策定(※15)	1. なし	2. あり					
					情報公表未報告	1. なし	2. あり					
					居住支援連携体制	1. 非該当	2. 該当					
					ピアサポート体制	1. なし	2. あり					
					地域生活支援拠点等	1. 非該当	2. 該当					
地域生活支援拠点等機能強化体制	1. なし	2. あり										
地域定着支援					虐待防止措置未実施	1. なし	2. あり					
					業務継続計画未策定(※15)	1. なし	2. あり					
					情報公表未報告	1. なし	2. あり					
					居住支援連携体制	1. 非該当	2. 該当					
					ピアサポート体制	1. なし	2. あり					
					地域生活支援拠点等	1. 非該当	2. 該当					
					地域生活支援拠点等機能強化体制	1. なし	2. あり					
相談支援 計画相談支援					相談支援機能強化型体制	1. なし	2. II	4. I	5. III	6. IV		
					虐待防止措置未実施	1. なし	2. あり					
					業務継続計画未策定(※15)	1. なし	2. あり					
					情報公表未報告	1. なし	2. あり					
					行動障害支援体制	1. なし	2. II	3. I				
					要医療児者支援体制	1. なし	2. II	3. I				
					精神障害者支援体制	1. なし	2. II	3. I				
					主任相談支援専門員配置	1. なし	2. II	3. I				
					ピアサポート体制	1. なし	2. あり					
					地域生活支援拠点等	1. 非該当	2. 該当					
					地域体制強化共同支援加算対象(※13)	1. なし	2. あり					
					地域生活支援拠点等機能強化体制	1. なし	2. あり					
					高次脳機能障害支援体制	1. なし	2. II	3. I				

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員規模」には利用定員の合計数を設定する。

ただし、以下の報酬については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。

生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算
 施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算、地域移行支援体制加算
 自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算
 就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算
 就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算
 その場合、「多機能型等定員区分」には、以下の内容を設定する。

生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。
 (生活介護において、主として重症心身障害児者を受け入れる多機能型事業所の場合、事業所全体の利用定員に応じて設定する)
 就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員規模」と「多機能型等定員区分」が同一の場合、「多機能型等定員区分」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	参考※20 (現在の 体制)	
※3	18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。							
※4	「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。							
※5	「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。							
※6	就労移行支援について、令和6年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。 就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。 就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。 就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。							
※7	「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。							
※8	「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。							
※9	居宅介護について、「特定事業所(経過措置)」欄は、特定事業所が「2. I」、「4. III」、「5. IV」の場合に設定する。 行動援護について、「特定事業所(経過措置)」欄は、特定事業所が「2. I」、「3. II」、「4. III」、「5. IV」の場合に設定する。							
※10	「地域移行等意向確認体制未整備」欄は、令和8年4月1日以降の場合に設定する。							
※11	施設区分が「3. 生活訓練(宿泊型)」の場合、「身体拘束廃止未実施」欄は、「1. なし」、「2. あり」を設定する。また、「2. あり(障害者支援施設以外)」を「2. あり」と読み替える。							
※12	「夜間看護体制(看護職員配置数)」欄は、看護職員1名の配置に加え、さらに1名以上配置している場合、その人数を設定する。 例. 看護職員配置数が1名の場合、「夜間看護体制(看護職員配置数)」欄は、未設定もしくは「0」を設定する。 看護職員配置数が3名の場合、「夜間看護体制(看護職員配置数)」欄は、「2」を設定する。							
※13	「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。 地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、「1. なし」を設定する。							
※14	「常勤看護職員等配置(看護職員常勤換算員数)」欄は、小数点以下を切り捨てた人数を設定する。							
※15	以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援							
※16	「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」欄は、令和7年4月1日以降の場合、「6. V」を設定しない。							
※17	「福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分」欄は、福祉・介護職員等処遇改善加算対象が「6. V」の場合に設定する。							
※18	以下のサービスについて、指定障害者支援施設にて支援を行う場合、「福祉・介護職員等処遇改善加算」欄は「1. なし」、「2. I」、「4. III」、「5. IV」、または「6. V」を設定する。 生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労移行支援(養成)、就労継続支援A型、就労継続支援B型							
※19	以下のサービスについて、指定障害者支援施設にて支援を行う場合、「福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分」欄は「1. V(1)」、「2. V(2)」、「5. V(5)」、「7. V(7)」、「8. V(8)」、「10. V(10)」、「11. V(11)」、「13. V(13)」、または「14. V(14)」を設定する。 生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労移行支援(養成)、就労継続支援A型、就労継続支援B型							
※20	加算等の体制を変更する場合は、変更前の体制を記載する。							

(通所・入所) 支援の種類	指定年月日	異動等の区分	異動年月日	異動項目 (※変更の場合)
		1 新規 2 変更 3 終了		
		1 新規 2 変更 3 終了		
		1 新規 2 変更 3 終了		
		1 新規 2 変更 3 終了		
特 記 事 項	変更前		変更後	
関係書類		別紙のとおり		

注1 「法人の種別欄」は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。

注2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

注3 「異動等の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。

注4 「異動項目」欄は、(別紙1)「障害児(通所・入所)給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

注5 「特記事項」欄は、異動の状況について具体的に記載してください。

注6 行が不足する場合は、適宜追加してください。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

必要事項は、参考欄も含め漏れなくご記入ください。

提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		参考※11 (現在の体制)
					適用開始日		
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 12. 二級地 13. 三級地 14. 四級地 15. 五級地 16. 六級地 17. 七級地 23. その他	
障害児通所給付費 児童発達支援			1. 児童発達支援センター 2. 児童発達支援センター以外	1. 重症心身障害以外 2. 重症心身障害	未就学児等支援区分	1. 非該当 2. I 3. II	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					開所時間減算	1. なし 2. あり	
					開所時間減算区分(※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	
					支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり	
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					児童指導員等加配体制	1. なし 4. その他従業者 6. 常勤専従(経験5年以上) 7. 常勤専従(経験5年未満) 8. 常勤換算(経験5年以上) 9. 常勤換算(経験5年未満)	
					看護職員加配体制(重度)	1. なし 2. I 3. II	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					栄養士配置体制(※3)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士	
					食事提供加算区分	1. 非該当 2. I 3. II	
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり	
					送迎体制(医ケア)	1. なし 2. あり	
					延長支援体制	1. なし 2. あり	
					専門的支援加算体制	1. なし 2. あり	
					中核機能強化加算対象	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					中核機能強化事業所加算対象	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					人工内耳装用児支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					入浴支援体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V	
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス体制強化(※4)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III						
共生型サービス体制強化(医療的ケア)(※4)	1. なし 2. あり						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
経過措置対象区分	1. 非該当 2. 該当						

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

必要事項は、参考欄も含め漏れなくご記入ください。

提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		参考※11 (現在の体制)
						適用開始日	
旧医療型 児童発達支援			1. 医療型児童発達支援センター 2. 指定発達支援医療機関		定員超過	1. なし 2. あり	
					開所時間減算	1. なし 2. あり	
					開所時間減算区分(※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
					支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり	
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					食事提供加算区分	1. 非該当 2. I 3. II	
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり	
					送迎体制(医ケア)	1. なし 2. あり	
					入浴支援体制	1. なし 2. あり	
					保育職員加配	1. なし 3. I 4. II	
					延長支援体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V	
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

必要事項は、参考欄も含め漏れなくご記入ください。

提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		参考※11 (現在の体制)
						適用開始日	
放課後等デイサービス					定員超過	1. なし 2. あり	
					開所時間減算	1. なし 2. あり	
					開所時間減算区分(※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	
					支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり	
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					児童指導員等加配体制	1. なし 4. その他従業者 6. 常勤専従(経験5年以上) 7. 常勤専従(経験5年未満) 8. 常勤換算(経験5年以上) 9. 常勤換算(経験5年未満)	
					看護職員加配体制(重度)	1. なし 2. I 3. II	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					強度行動障害加算体制	1. なし 3. I 4. II	
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり	
					送迎体制(医ケア)	1. なし 2. あり	
					延長支援体制	1. なし 2. あり	
					専門的支援加算体制	1. なし 2. あり	
					中核機能強化事業所加算対象	1. なし 2. あり	
					個別サポート体制(I)	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					人工内耳装用児支援体制	1. なし 2. あり	
					入浴支援体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V	
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
					共生型サービス体制強化(※4)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III	
					共生型サービス体制強化(医療的ケア)(※4)	1. なし 2. あり	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

必要事項は、参考欄も含め漏れなくご記入ください。

提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		参考※11 (現在の体制)
						適用開始日	
保育所等訪問支援					訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり	
					児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定(※8)	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					多職種連携支援体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 4. III 5. IV 6. V	
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 5. V(5) 7. V(7) 8. V(8) 10. V(10) 11. V(11) 13. V(13) 14. V(14)	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
					居宅訪問型 児童発達支援		
児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり						
身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり						
虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり						
業務継続計画未策定(※8)	1. なし 2. あり						
情報公表未報告	1. なし 2. あり						
多職種連携支援体制	1. なし 2. あり						
強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり						
福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 4. III 5. IV 6. V						
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 5. V(5) 7. V(7) 8. V(8) 10. V(10) 11. V(11) 13. V(13) 14. V(14)						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

必要事項は、参考欄も含め漏れなくご記入ください。

提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		参考※11 (現在の体制)	
						適用開始日		
福祉型障害児入所施設			1. 当該施設が単独施設 2. 当該施設に併設する施設が主たる施設 3. 当該施設が主たる施設	1. 知的障害児 2. 自閉症児 3. 盲児 4. ろうあ児 5. 肢体不自由児	重度障害児入所棟設置(知的・自閉)(※5)	1. なし 2. あり		
					重度肢体不自由児入所棟設置(※5)	1. なし 2. あり		
					定員超過	1. なし 2. あり		
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					日中活動支援体制	1. なし 2. あり		
					重度障害児支援(強度行動障害)	1. なし 2. あり		
					強度行動障害加算体制	1. なし 3. I 4. II		
					心理担当職員配置体制(※6)	1. なし 2. I 3. II		
					看護職員配置体制	1. なし 2. I 3. II		
					児童指導員等加配体制	1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等		
					自活訓練体制(I)	1. なし 2. あり		
					自活訓練体制(II)	1. なし 2. あり		
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		
					栄養士配置体制(※3)	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士		
					小規模グループケア体制	1. なし 4. I 5. II 6. II(9~10人) 7. I・II 8. I・II(9~10人) 9. II・II(9~10人) 10. I・II・II(9~10人)		
					小規模グループケア体制(サテライト型)	1. なし 2. あり		
					ソーシャルワーカー配置体制	1. なし 2. あり		
要支援児童加算(II)体制	1. なし 2. あり							
福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V							
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)							
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当							
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							
障害者支援施設等感染対策向上体制	1. なし 2. I 3. II 4. I・II							

障害児入所給付費

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

必要事項は、参考欄も含め漏れなくご記入ください。

提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		参考※11 (現在の体制)	
						適用開始日		
医療型障害児入所施設			1. 医療型障害児入所施設 2. 指定発達支援医療機関		重度障害児入所棟設置(知的・自閉)(※5)	1. なし 2. あり		
					重度肢体不目田児入所棟設置(※5)	1. なし 2. あり		
					定員超過	1. なし 2. あり		
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					重度障害児支援	1. なし 2. あり		
					強度行動障害加算体制	1. なし 3. I 4. II		
					心理担当職員配置体制(※6)	1. なし 2. I 3. II		
					自活訓練体制(I)	1. なし 2. あり		
					自活訓練体制(II)	1. なし 2. あり		
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		
					保育職員加配	1. なし 2. あり		
					小規模グループケア体制	1. なし 4. I 5. II 6. II(9~10人) 7. I・II 8. I・II(9~10人) 9. II・II(9~10人) 10. I・II・II(9~10人)		
					ソーシャルワーカー配置体制	1. なし 2. あり		
					要支援児童加算(II)体制	1. なし 2. あり		
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V		
					福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)		
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当							

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

必要事項は、参考欄も含め漏れなくご記入ください。

提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等		適用開始日	参考※11 (現在の体制)
相談支援 障害児相談支援					相談支援機能強化型体制	1. なし 2. II 4. I 5. III 6. IV		
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		
					業務継続計画未策定(※8)	1. なし 2. あり		
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		
					行動障害支援体制	1. なし 2. II 3. I		
					要医療児者支援体制	1. なし 2. II 3. I		
					精神障害者支援体制	1. なし 2. II 3. I		
					主任相談支援専門員配置	1. なし 2. II 3. I		
					ピアサポート体制	1. なし 2. あり		
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		
					地域体制強化共同支援加算対象(※7)	1. なし 2. あり		
					地域生活支援拠点等機能強化体制	1. なし 2. あり		
高次脳機能障害支援体制	1. なし 2. II 3. I							

- ※1 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。
- ※2 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※3 栄養士配置加算(Ⅰ)については「3:常勤栄養士または4:常勤管理栄養士」を選択する。
栄養士配置加算(Ⅱ)については「2:その他栄養士」を選択する。
栄養マネジメント加算については「4:常勤管理栄養士」を選択する。
- ※4 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※5 「重度障害児入所棟(知的・自閉)」及び「重度肢体不自由児入所棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。
- ※6 「心理担当職員配置体制」欄の「3. II」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。
- ※7 「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。
地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、「1. なし」を設定する。
- ※8 以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。
保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援
- ※9 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」欄は、令和7年4月1日以降の場合、「6. V」を設定しない。
- ※10 「福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分」欄は「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」が「6. V」の場合に設定する。

※11 加算等の体制を変更する場合は、変更前の体制を記載する。

(様式第1-2号)

受付番号

障害児通所支援

指定変更申請書

障害児入所支援

年 月 日

長崎県知事 殿

申請者
(設置者)

所在地
名 称
代表者

印

児童福祉法に規定する障害児(通所・入所)支援に係る指定の変更を受けたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市		
	法人である場合その種別	法人所轄庁		
	連絡先 電話番号	FAX番号		
	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
指定を受けようとする事業等の種類	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡・市		
	フリガナ			
	名 称			
	施設又は事業所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市		
	変更の内容	変更前		変更後
事業等の種別		指定申請する事業等の支援開始年月日		様 式
同一施設内において行う事業等の種類		事 業 者 番 号		
備 考				

(備考)

- 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。